

横浜国立大学剣友会々則

- 第1条 本会は横浜国立大学剣友会（略称横浜国大剣友会）と称し、事務所を東京都台東区東上野 6-23-5（株）三行社内に置く。
- 第2条 本会の目的は会員相互の親睦および母校剣道部の育成にその重点を置く。
- 第3条 本会の会員は横浜国大及びその前身専門学校において剣道部員であった卒業生とし、在学中の剣道部員は準会員として取り扱う。但し、剣道部員ではないが、特にこの会に関心を持つ者を入会させる場合は、会長、副会長、幹事の協議を必要とする。
- 第4条 本会は次の事業及び行事を行う。
- (1) 母校剣道部員との交歓稽古及び試合
 - (2) 母校剣道部育成のための一般稽古参加
 - (3) 母校剣道部の対外試合の場合の評議委員、審判員の派遣
 - (4) 母校剣道部の防具、合宿、師範派遣等の費用援助
 - (5) 会員名簿の発行
 - (6) 年1回の総会（兼親睦会）
 - (7) その他
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長1名
 - (2) 副会長3名以内（ある学部より会長が選出された場合は他の学部より副会長を選出する。但し、当分の間経済学部と経営学部は一学部として取扱う。）
 - (3) 幹事若干名
 - (4) 顧問
- 第6条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。任期の途中で補選された役員の任期は他の役員の残存期間とする。
- 第7条 当会の運営は年会費3,000円及び寄付金で賄い、総会にて会計報告を行う。（年会費については、夫婦ともにOB会員のときは、2人で5,000円とする。）

昭和58年3月31日